

○一宮町木造住宅耐震改修補助金交付要綱

平成25年3月30日告示第25号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地震時における木造住宅の安全性を確保し、震災に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修工事を行う者に対し工事に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することに関し、一宮町補助金等交付規則(平成7年一宮町規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法(改訂版)」(国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行)に基づき、耐震診断士が行う一般診断法による一般診断又は精密診断法による精密診断をいう。
- (2) 耐震改修工事 「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と耐震診断された木造住宅を「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」に耐震性能を向上させる耐震改修を行う設計、施工工事及び監理をいう。
- (3) 設計・監理者 耐震改修の設計及び監理を行う建築士で、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条第2項の規定により都道府県知事が行う木造住宅耐震診断講習会の課程を修了した者及びこれに相当する者として町長が認める者をいう。

(補助の対象となる木造住宅)

**第3条** 補助の対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に現に存する一戸建て専用住宅及び併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が当該併用住宅の延べ床面積の2分の1以上のもの)ものであること。
- (2) 柱、はりその他の主要構造部が木造で在来の軸組工法によって建築されたものであること。
- (3) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの又は同日以前であると町長が認めたものであること。
- (4) 地上階数が2以下であること。
- (5) 建築基準法の規定(集団規定であるものに限る。)に違反していないこと。
- (6) 耐震診断において「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断され、かつ、耐震改修工事後の耐震診断で「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」となることが期待できるものであること。

(7) 補助金を受けた年度の2月末日までに補助対象事業を完了できるものであること。

(補助対象者)

**第4条** 補助金の交付を受けることができる者は、本町の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付対象となる木造住宅に自ら居住し、所有している者
- (2) この要綱の規定により補助金の交付を受けていない者
- (3) 町税を滞納していない者

(補助対象経費)

**第5条** 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 設計費 耐震改修に係る設計に要する費用
- (2) 工事費 耐震改修に係る施工工事に要する費用
- (3) 監理費 耐震改修に係る監理に要する費用

(補助金の額)

**第6条** 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 補助対象経費の3分の1の額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）とし、50万円を限度とする。
  - (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
- 2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

(交付申請)

**第7条** 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、耐震改修工事を実施する前に、一宮町木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 木造住宅に係る登記事項証明書又は当該木造住宅の所有者が確認できる書類
- (3) 木造住宅に係る建築確認通知書の写し又は当該木造住宅の建築年月日が確認できる書類
- (4) 耐震診断の結果報告書の写し
- (5) 町税の納付状況を確認できる書類
- (6) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (7) 設計・監理者の資格要件等の写し

- (8) 対象住宅の案内図
- (9) その他町長が必要と定める書類

(申請書提出期限)

**第8条** 申請書の提出期限は、補助金の交付の決定を受けようとする年度の11月末日とする。

(交付決定)

**第9条** 町長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、一宮町木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定・却下通知書(別記第2号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更申請)

**第10条** 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、耐震改修工事の内容を変更しようとするとき又は取り下げようとするときは、あらかじめ、変更内容等について町長と協議を行わなければならない。

- 2 前項の規定による協議の結果、変更の申請を行う場合は、一宮町木造住宅耐震改修工事費補助金変更等承認申請書(別記第3号様式)に第7条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して町長に申請しなければならない。

(変更等承認)

**第11条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、一宮町木造住宅耐震改修工事費補助金変更等承認・不承認決定通知書(別記第4号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(着手届)

**第12条** 補助対象者は、耐震改修工事に着手するときは、木造住宅耐震改修工事着手届(別記第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(検査)

**第13条** 補助対象者は、耐震改修工事における主たる工事を実施した後で仕上げ工事を行う前に、町長と日程を調整の上で木造住宅耐震改修工事検査申請書(別記第6号様式)を提出し、検査を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により検査を実施するときは、当該耐震改修工事の設計・監理者及び施工者の立会いを求めることができる。
- 3 補助対象者、設計・監理者及び施工者は、当該検査に協力しなければならない。
- 4 町長は、当該検査の結果、施工工事の内容が設計と異なると認めるときは、補助対象者に工事の改善を木造住宅耐震改修工事検査結果指示書(別記第7号様式)により指示することができる。

5 町長は、前項による指示を行った場合、再度検査を行うものとする。

(実績報告)

**第14条** 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了日から起算し30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の2月末日までのいずれか早い時期までに一宮町木造住宅耐震改修工事費補助事業実績報告書(別記第8号様式)に次に掲げる書類を添付して町長に報告しなければならない。

- (1) 耐震改修工事を行った部位ごとに、工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を撮影した写真(撮影場所を明記(明示)した図面を含む。)
- (2) 耐震改修工事設計に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (3) 耐震改修施工工事に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (4) 耐震改修工事監理に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (5) 耐震改修工事の竣工図等
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付確定)

**第15条** 町長は、規則第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、一宮町木造住宅耐震改修工事費補助金確定通知書(別記第9号様式)により前条の規定による実績報告をした補助対象者に通知するものとする。

(交付請求)

**第16条** 規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、一宮町木造住宅耐震改修工事費補助金交付請求書(別記第10号様式)により町長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し)

**第17条** 町長は、規則第17条の規定により交付決定を取り消すときは、一宮町木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定取消通知書(別記第11号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

**第18条** 町長は、規則第18条の規定により補助金の返還命令をするときは、一宮町木造住宅耐震改修工事費補助金返還命令書(別記第12号様式)により行うものとする。

(補則)

**第19条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成25年4月1日から施行する。